

商工農水部

| | |
|----------------------|-----------|
| 商工業の概要 | VIII - 1 |
| 融資制度 | VIII - 5 |
| 四日市市企業立地促進条例 | VIII - 6 |
| 四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱 | VIII - 8 |
| 勤労福祉・雇用対策 | VIII - 9 |
| 観光振興対策 | VIII - 10 |
| (公財)三重北勢地域地場産業振興センター | VIII - 12 |
| 競輪事業 | VIII - 14 |
| 農林水産業の概要 | VIII - 16 |
| 農業センター | VIII - 22 |
| 茶業振興センター | VIII - 23 |
| ふれあい牧場 | VIII - 24 |
| 四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場 | VIII - 25 |
| 三泗鈴亀農業共済事務組合 | VIII - 26 |

商工業の概要

● 商工業のあらまし

本市は、商工業によって栄えてきた都市であり、特に中心市街地は、戦災復興や西浦土地区画整理事業等によって都市基盤が整理され、また、魅力的な商業空間の形成に向けた拠点施設の整備が進められ、公共公益施設・業務施設等も立地した県下最大の商業集積地域となっている。

しかしながら、近年の消費者ニーズの多様化、周辺都市の商業環境の整備、規制緩和による大型店の郊外への出店等により、中心市街地へ人を呼び込む吸引力が低下しつつあるため、中心市街地の付加価値を高め、賑わいと活気を取り戻すことが必要である。

そのため、中心市街地の複合型商業集積や商店街の活性化に資する取組み等に対して、引き続き支援を行うとともに、車両の乗り入れ規制や防犯カメラの導入などによる中心市街地の歩行空間の安全性の向上に努め、また商業だけでなく、文化施設や福祉・医療施設なども立地した、高齢者や若者にも受け入れられる街としての再生を図り、中心市街地の付加価値を高め、賑わいと活気の創出を図る。

さらに平成 23 年 11 月に学識経験者、市民、商業者等が参画した協議・検討の場としての中心市街地活性化基本計画策定委員会を設置し、平成 25 年度において、市や商店街等が、それぞれの役割を明確にした、概ね 5 年間の中心市街地活性化基本計画を策定した。

また、本市への集客促進の一環として、平成 23 年を「四日市の観光元年」と位置づけ、本市の観光資源の磨き上げをいっそう進めるとともに、より積極的に本市の魅力を市内外に発信することに改めて取り組み始めた。

一方、本市の工業については、古くより地域の資源を生かした萬古焼、植物油、魚網、手延素麺といった地場産業が盛んに営まれてきたが、大正初期から昭和初期にかけては、四日市港を物流拠点として綿糸・紡績などの繊維工業が発展。また戦時を経て昭和 30 年代に入ると、旧海軍燃料廠が石油化学工業基地として活用され、石油精製工場や関連化学工場等が相次いで進出した結果、わが国有数の石油化学コンビナートが形成され、高度経済成長期と相まって本市産業の基盤を築くに至った。近年は、市内陸部への加工組立型産業やハイテク産業、バイオ産業などの立地が進む一方、既存のコンビナートにおいても、従来の基礎素材型製品の製造から機能化学品などの高付加価値型製品の製造へとその転換が図られるなど、産業構造の多様化が進みつつある。こうした状況に即応した支援策として、平成 12 年度より「企業立地促進条例」をスタートさせ、その効果的な運用に努めてきた。また、空洞化が危惧される臨海部工業地帯について官民一体となって活性化策の検討を進める「技術集積活用型産業再生特区計画」が平成 15 年 4 月に国により「構造改革特別区域計画」として認定された。さらに、臨海部工業地帯等への研究開発機能や人材の集積を進めることで、本市が加工組立産業と連携した高度部材産業の集積地として発展するよう、平成 20 年 3 月には三重県と連携し、本市臨海部に「高度部材イノベーションセンター」を設置した。企業・大学・研究機関が有機的に連携し、常に異分野・異業種の融合や大企業と中小企業の融合を促す仕組みを構築していく中で、当地域のみならず、世界の高度部材産業のイノベーションを誘発していくための中核的拠点づくりを目指している。

● 商工業振興対策

1. 商業振興事業

- ・まちづくりの担い手である商業関係者が主体となり中心市街地に賑わいを取り戻すため、消費者や生活者の視点に立って活性化に向けた中心市街地活性化基本計画を策定した。
- ・商店街に必要な業種の誘致及び顧客利便施設の整備を進めるための空店舗活用支援事業や、商店街等団体がにぎわいの創出を図る目的で実施するイベントへの支援により、商店街の活性化を図る。
- ・諏訪公園内の歴史的建造物を整備した「すわ公園交流館」を来街者や居住者の憩いの場、交流の場として諏訪公園と一体的に活用し、中心市街地活性化の拠点施設としての効果的運用を図る。
- ・中心市街地のにぎわいや魅力を創出し、来街者や居住者を増やすため、「近鉄四日市駅西開発整備事業費補助金」により、高次商業施設（ララスクエア）の開発事業者に対し支援を行う。

2. 工業の振興・活性化事業

- ・既存企業の高付加価値型製品製造や新たな産業分野への進出などを誘発するために、「民間研究所立地奨励金」を、「企業立地促進条例」とともに効果的に活用する。
- ・臨海部工業地帯のさらなる競争力強化に向け、三重県・関係企業との連携を図りながら、操業環境や産業基盤の整備等に関する課題対応への支援、次世代産業の創出、高付加価値型産業への構造転換などを行う。
- ・中小事業者の新規事業展開や経営革新を支援するため、新規産業創出事業補助金制度を活用するとともに、産学連携・企業間連携によるビジネスマッチング、高度部材イノベーションセンターを拠点とした技術面・経営面での課題解決及び人材育成を図る。

3. 中小企業・地場産業振興対策事業

- ・中小企業を取り巻く環境は依然として厳しいため融資面からの支援を行う。
- ・四日市萬古焼の情報発信拠点であるばんこの里会館をより有効に活用するための方策について、有識者、萬古焼業界及び市にて構成される検討会にて議論を行う。また、次代を担う人材を育成するための業界の取り組みを支援する。
- ・四日市商工会議所が行う商工振興関係事業及び中小企業・小規模事業者への指導に対する支援、各種商工団体等が実施する研修や新たな取り組みへの支援を行う。
- ・北勢地域における地場産業の振興の拠点である「三重北勢地域地場産業振興センター」が実施する、業界と一体となった新商品の開発、人材育成、情報収集・提供、需要開拓等の諸事業を支援する。

● 卸売・小売業のすう勢

| 年 | 商店数 | 従業者数(人) | 年間商品販売額(百万円) |
|-------|-------|---------|--------------|
| 昭和 57 | 4,943 | 25,284 | 756,880 |
| 60 | 4,736 | 25,273 | 883,656 |
| 63 | 4,747 | 27,893 | 943,387 |
| 平成 3 | 4,922 | 27,871 | 1,222,238 |
| 6 | 4,639 | 30,093 | 1,089,041 |
| 9 | 4,294 | 28,237 | 1,064,227 |
| 11 | 4,360 | 32,934 | 1,144,663 |
| 14 | 3,855 | 29,632 | 986,875 |
| 16 | 3,588 | 27,400 | 993,142 |
| 19 | 3,484 | 27,532 | 1,128,844 |

(商業統計調査)

● 業種別販売額

(平成 19 年)

| 区 分 | | 商店数 | 従業者数 | 年間商品販売額 |
|-------------|--------------------|-------|----------|---------------|
| 卸・小売業計 | | 3,484 | 27,532 人 | 1,128,844 百万円 |
| 卸 売 業 | 計 | 946 | 9,008 | 761,816 |
| | 各種商品卸売業 | 1 | 11 | × |
| | 繊維・衣服等卸売業 | 23 | 134 | 4,878 |
| | 飲食料品卸売業 | 237 | 2,649 | 178,827 |
| | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 | 257 | 2,170 | 274,229 |
| | 機械器具卸売業 | 230 | 2,622 | 220,015 |
| | その他の卸売業 | 198 | 1,422 | × |
| 小 売 業 | 計 | 2,538 | 18,524 | 367,028 |
| | 各種商品小売業 | 9 | 1,879 | 52,259 |
| | 織物・衣服・身の回り品小売業 | 383 | 1,605 | 23,533 |
| | 飲食料品小売業 | 802 | 6,209 | 86,049 |
| | 自動車・自転車小売業 | 256 | 1,943 | 71,527 |
| | 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業 | 222 | 1,104 | 25,456 |
| | その他の小売業 | 866 | 5,784 | 108,204 |

(商業統計調査)

※商業統計調査は平成 19 年度が最新版になります。

● 工業のすう勢

| 年次 | 事業所数 | | 従業者数(人) | | 製造品出荷額等(百万円) | |
|----|-------|--|---------|--|--------------|--|
| | 総数 | | 総数 | | 総数 | |
| 13 | 1,545 | | 32,589 | | 1,714,594 | |
| 14 | 1,371 | | 30,580 | | 1,735,469 | |
| 15 | 792 | | 28,750 | | 1,715,469 | |
| 16 | 701 | | 27,833 | | 1,877,066 | |
| 17 | 773 | | 29,363 | | 2,123,972 | |
| 18 | 705 | | 31,139 | | 2,483,680 | |
| 19 | 709 | | 32,631 | | 2,685,209 | |
| 20 | 728 | | 32,652 | | 2,704,398 | |
| 21 | 657 | | 31,847 | | 2,230,671 | |
| 22 | 633 | | 32,053 | | 2,468,136 | |
| 23 | 695 | | 31,956 | | 2,614,605 | |

※製造品出荷額等の数値及び平成15年度以降の数値には、従業者数3人以下の事業所を含まない。(工業統計調査)

産業別生産状況

(単位:百万円)

| 年次 | 石油・化学 | | 電気機械・電子部品 | | 輸送機械 | | 窯業・土石 | |
|----|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|
| | 製造品 出荷額当 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額当 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額当 | 構成比 (%) | 製造品 出荷額当 | 構成比 (%) |
| 13 | 904,345 | 52.7 | 286,724 | 16.7 | 154,549 | 9.0 | 43,070 | 2.5 |
| 14 | 950,347 | 54.8 | 278,977 | 16.1 | 162,620 | 9.4 | 35,083 | 2.0 |
| 15 | 955,628 | 53.3 | 350,947 | 19.6 | 148,379 | 8.3 | 34,007 | 1.9 |
| 16 | 982,209 | 52.3 | 390,645 | 20.8 | 178,292 | 9.5 | 32,876 | 1.8 |
| 17 | 1,141,996 | 53.8 | 449,381 | 21.2 | 176,014 | 8.3 | 31,495 | 1.5 |
| 18 | 1,363,375 | 54.9 | 544,685 | 21.9 | 214,896 | 8.7 | 29,246 | 1.2 |
| 19 | 1,511,014 | 56.3 | 588,251 | 21.9 | 181,906 | 6.8 | 34,407 | 1.3 |
| 20 | 1,627,853 | 60.4 | 472,014 | 17.5 | 172,286 | 6.4 | 38,236 | 1.4 |
| 21 | 1,228,091 | 55.1 | 481,210 | 21.6 | 181,764 | 8.1 | 32,022 | 1.4 |
| 22 | 1,277,264 | 51.8 | 660,310 | 26.8 | 194,944 | 7.9 | 28,986 | 1.2 |
| 23 | 1,487,488 | 56.9 | 679,221 | 26.0 | 75,231 | 2.9 | 30,067 | 1.1 |

※従業者数3人以下の事業所を含まない。

(工業統計調査)

● 工業団地の概要

| 工業団地名 | 造成工事期間 | 団地面積 | 立地企業 | 開発事業者 |
|---------|--------------|--------|------|-----------------|
| 四日市機械金属 | S38.8~S38.12 | 14.6ha | 18社 | 四日市機械金属工業団地協同組合 |
| 天カ須賀 | S48.4~S60.3 | 23.4ha | 18社 | 四日市港管理組合 |
| 保々 | S57.3~S58.5 | 31.9ha | 4社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市南部 | S62.6~H元.9 | 31.7ha | 5社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市ハイテク | H2.7~H7.3 | 59.9ha | 4社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| あがた栄 | H3.1~H4.1 | 8.4ha | 11社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 四日市食品加工 | H3.11~H5.4 | 11.7ha | 19社 | 四日市市・同土地開発公社 |
| 南小松 | H5.12~H7.2 | 6.9ha | 7社 | 四日市市・同土地開発公社 |

融資制度

●融資実績

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

| 制 度 名 | 融資実績 (24 年度) | | 融資残高 | |
|-------------------------|--------------|-----------|-------|-----------|
| | 件数 | 金額 (千円) | 件数 | 金額 (千円) |
| 四日市市中小企業振興資金 (一般) | 243 | 1,436,027 | 1,104 | 4,248,669 |
| 四日市市中小企業振興資金 (東日本大震災対応) | 0 | 0 | 4 | 73,000 |
| 四日市市環境改善設備資金 | 0 | 0 | 12 | 57,973 |
| 四日市市独立開業資金 | 7 | 46,500 | 59 | 141,744 |

●中小企業融資

(平成 25 年 4 月 1 日)

| 制度名 | 四日市市中小企業振興資金 | 四日市市環境改善設備資金 | 四日市市独立開業資金 |
|--------|--|---|----------------------|
| 制度実施年月 | 昭和 50 年 1 月 1 日 | 昭和 42 年 12 月 28 日 | 平成 6 年 4 月 1 日 |
| 資金使途 | 運転資金 設備資金 | 設備資金 移転資金 | 運転資金 設備資金 |
| 貸付限度 | 3,000 万円 | 設備 3,000 万円 移転 5,000 万円 (保証付は 3,000 万円まで) | 750 万円 |
| 貸付利率 | 年利 1.7% | 年利 1.2% | 年利 2.0% |
| 貸付期間 | 運転 5 年以内 設備 7 年以内 | 設備 7 年以内 移転 10 年以内 | 運転 5 年以内 設備 7 年以内 |
| 返済方法 | 元金均等月賦返済 | 元金均等月賦返済 | 元金均等月賦返済 |
| 保証料率 | 保証協会所定料率-0.6% | 保証協会所定料率-0.3% | |
| 連帯保証人 | 法人代表者を除き原則保証人不要 (信用保証協会の保証が必要です) | | |
| 担 保 | 不要 (原則) | 不要 (原則) | 不要 (原則) |
| 取扱金融機関 | 三重銀行、百五銀行、第三銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、大垣共立銀行、愛知銀行、中京銀行、桑名信用金庫、北伊勢上野信用金庫、商工組合中央金庫、滋賀銀行 | | |

四日市市企業立地促進条例

(平成 12 年 3 月 29 日制定)

1. 条例の目的

この条例は、本市の区域内において事業所の新設または増設を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における既存企業の新規設備投資及び新規産業の創出等産業立地の促進並びに産業の高度化を図るとともに、就労の場を確保し、もって本市の産業経済の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。

2. 対象となる事業

◇製造業

◇自然科学研究所

◇本市において今後成長が期待できる新規・成長分野にかかる事業

①次世代電池に係る事業

②次世代ディスプレイに係る事業

③次世代半導体に係る事業

④次世代照明に係る事業

⑤環境産業に係る事業(製造業に限る)

⑥バイオテクノロジー・医薬品に係る事業

◇ものづくりを支えるソフト事業(中小企業者等に限る)

①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業

③デザイン業 ④機械修理業

⑤機械設計業 ⑥エンジニアリング業

⑦研究開発支援検査分析業

◇四日市ハイテク工業団地、あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク、及びテクノフロンティア四日市新規進出企業

◇物流機能を有する保管施設

3. 対象となる地域

四日市市域全域

4. 対象となる区分

◇新 設

(1) 市内に事業所を有しない者が、市内に新たに事業所を設置すること。ただし、市内に現に所在する他の事業所の土地、家屋及び償却資産の譲渡による事業所の設置を除く。

(2) 市内に事業所を有する者が、現に行っている事業と異なる事業の事業所を市内に設置し、又は異なる事業の設備若しくは装置を市内に設置すること。

◇増 設

(1) 市内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で、既存の事業所の施設等を拡張し、又は現に行っている事業と同一の事業の事業所を市内に設置すること。

(2) 市内に事業所を有する者が、現に行っている事業と同一の事業の設備又は装置を更新すること。

ただし、既存設備より「生産が增強される場合又は高付加価値化が推進される場合」及び「環境への負荷が軽減される場合」に限る。

※償却資産については投資の形態が所有・リースいずれの場合でも対象とする。

5. 奨励要件

◇投下固定資産額（新增設に係る投下額）の要件

| | |
|---|--|
| 製 造 業 | 投下固定資産総額が5億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| 自 然 科 学 研 究 所 | 投下固定資産総額が3億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| 新規・成長分野にかかると事業 | 投下固定資産総額が1億円（中小企業者等にあつては2千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円（中小企業者等にあつては2千万円）以上。 |
| ものづくりを支えるソフト事業 | 投下固定資産額が2千万円以上（中小企業者等に限り）。 |
| 四日市ハイテク工業団地、あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓サテライトパーク及びテクノフロンティア四日市新規進出企業 | 投下固定資産総額が2千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が2千万円以上。 |
| 物流機能を有する保管施設 | 投下固定資産総額が5億円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が5千万円以上。ただし、償却資産にかかる投下額は「機械及び装置」「車両及び運搬具」「工具、器具及び備品」の合算額をいう。 |

※外国企業、外資系企業による投資については中小企業者等と同様の取扱いとなる。

◇その他の要件

- ・市税を滞納していないこと
- ・施設等に係る事業が公序良俗に反するおそれのないものであること
- ・施設等について環境保全及び防災対策にかかる適切な措置が講じられていること

6. 奨励措置の内容

◇立地奨励金の交付

- ・交付額……固定資産税額・都市計画税額に相当する対象税額の累計が10億円までは1/2、10億円を超える部分は1/10（限度額は1指定につき10億円）
※リースの場合はその固定資産評価額に対する上記の額
- ・交付期間…課税年度から5年間

7. 申請時期

新增設の工事完成後 30 日以内。ただし、工期が数年度にわたり、かつ工事完成年度までに一部分の操業を開始するときは、当該部分の完成の日から 30 日以内。

8. 制度の適用期間

平成22年4月1日～平成27年3月31日（5年間）

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱

(平成 15 年 8 月 12 日制定)

1. 目的

この要綱は、市内に研究開発機能の集積を強化する事業者に対し、奨励金を交付することにより、本市における産業の高度化及び新規事業分野への展開を支援し、知識集約型産業構造への転換を図ることで、地域産業の競争力強化に資することを目的とする。

2. 内容

①研究施設奨励金

市内の既存事業所や新規立地企業が、下記事業分野において、先進的な研究開発を進めるため、新たな研究施設・設備の新增設を行う際に、奨励金を交付する。

- 対象研究分野
- 次世代電池に係る研究開発
 - 次世代ディスプレイに係る研究開発
 - 次世代半導体に係る研究開発
 - 次世代照明に係る研究開発
 - バイオ・医薬品に係る研究開発
 - 既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発

○奨励金交付額（交付額上限 3 億円）

| 研究施設（家屋及び償却資産）取得価格 | 奨励割合 |
|---------------------|-------|
| 2 億円以下の部分 | 1 0 % |
| 2 億円を超え 2 0 億円以下の部分 | 5 % |
| 2 0 億円を超える部分 | 1 % |

②研究者集積奨励金

(1) 研究施設奨励金の交付対象事業に従事するため新たに研究者が市内に異動する際に、奨励金を交付する。

○奨励金交付額（交付額上限 1 億円）

研究者 1 人につき 1 0 0 万円（派遣社員の場合は 5 0 万円）

(2) 高度部材イノベーションセンターにおいて研究開発を行う研究者に対し、奨励金を交付する。

○奨励金交付額（交付額上限 1 億円）

研究者 1 人につき 5 0 万円（派遣社員の場合は 2 5 万円）

3. 申請時期

①新たな研究組織を設置し、研究施設を新增設する場合は、工事着工までに申請して下さい。

②研究開発拠点(高度部材イノベーションセンター)に入居する場合は、入居日までに申請して下さい。

8. 制度の適用期間

平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 7 年 3 月 3 1 日（5 年間）

勤労福祉・雇用対策

国や県をはじめ、関係機関と連携しながら、若年者・中高齢者・障害者等の就労の促進等、雇用の安定を図るとともに、企業における人権意識の啓発、勤労者の福祉向上施策の充実に努めている。

なお、四日市市立労働福祉会館及び四日市市立勤労者総合福祉センターが平成 18 年度から、四日市市勤労青少年ホームが平成 19 年度から指定管理者制度を導入しており、平成 21 年度からは、3 施設を四日市市勤労者・市民交流センターとして一体化して指定管理者により運営している。

●「四日市市勤労者・市民交流センター」

平成 21 年度から、勤労者をはじめとする市民の世代を越えた交流を促進し市民の福祉の向上を図るために、3 施設を一体化して指定管理者アクティオ㈱により貸館、講座等の事業、施設管理を行っている。

本館（旧「四日市市立勤労者総合福祉センター」）

勤労者の文化の向上と福祉の増進を図り、雇用の促進と職業の安定に寄与するために、平成 3 年に建設された。

- ・所在地 日永東一丁目 2 番 25 号（中央緑地内）
- ・敷地面積 2,900.61 m² ・延床面積 1,261.46 m²
- ・施設 多目的ホール（1）、会議室（1）、研修室（1）、研修会議室（1）、教養文化室（1）、更衣・シャワー室（男女別）

東館（旧「四日市市立労働福祉会館」）

勤労者及びその他一般市民の福利増進と文化向上のために平成 3 年に建設された。各種会議室のほか、連合三重三泗地域協議会及び三泗地区労働者福祉協議会が事務所を置いている。

- ・所在地 日永東一丁目 2 番 25 号（中央緑地内）
- ・敷地面積 1,140.69 m² ・延床面積 1,220.00 m²
- ・施設 大会議室（1）、会議室（5）、労働団体事務室（2）

北館（旧「四日市市勤労青少年ホーム」）

勤労青少年ホームは勤労青少年福祉法に基づきおおむね 35 歳以下の勤労青少年に対して、その活動や体験を通して、健全で自主・自立性の高い有為な職業人、社会人に成育するよう支援するため、昭和 45 年に開設された。

現在は、貸館及び適応指導教室事業、子どもと若者の居場所づくり事業で専用利用されている。

- ・所在地 日永東一丁目 2 番 28 号（中央緑地内）
- ・敷地面積 1,328.48 m² ・延床面積 1,247.69 m²
- ・施設 講習室（1）、料理室（1）、和室（1）、会議室（1）、音楽室（1）、軽運動室（1）、集会室（1）、更衣・シャワー室（男女別）
別棟陶芸室（1 プレハブ造 平屋建）
テニスコート（ハードコート 2 面 夜間照明付き）

利用状況（平成 24 年度） 利用者数 90,370 人（本館 45,298 人、東館 36,535 人、北館 8,537 人）

観光振興対策

本市への集客促進に向けて、四日市の魅力と観光情報を効果的に発信するとともに、近年注目を集めている工場の夜景を海上から眺めるクルーズツアーや「とんてき」、四日市萬古焼や日永うちわなど四日市の生活に根ざした観光資源の磨き上げなど、新しい発想での観光振興に取り組んでいる。

また、直接的な集客に結びつく施策として、各種コンベンションの開催に助成支援も行っている。

その他、市民の憩いの場、レクリエーションの場として、宮妻峡ヒュッテや伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドなどの維持管理に努めるとともに、大四日市まつりや花火大会などのイベントを開催している。

- 観光パンフレットとして無料配布用に特別編集した「るるぶ四日市」の制作、近年注目を集めているコンビナート夜景のイラストをデザインした紙袋の作成、四日市のマスコットキャラクターである「こにゅうどうくん」が本市の魅力を紹介するホームページの開設など、本市の魅力や観光資源の発信に努めている。

- 平成24年度に、近鉄四日市駅構内の観光案内所をリニューアルし、本市の名産品である「かぶせ茶」を味わいながらゆっくりと本市の観光パンフレットなどを閲覧できる空間を創出するように努めている。また、近鉄四日市駅改札内に、本市を代表する伝統工芸品である萬古焼で制作した「こにゅうどうくん」の陶像を設置し、来訪客のお出迎えを実施。

観光案内所利用・問合せ件数 6, 217件（平成24年度実績）

- 新しい観光資源として、工場の夜景を海上から観賞するクルーズツアーの運営を支援し、新たな観光客の獲得に努めている。

参加者数 2, 922人（平成24年度実績）

- 学会・会議・大会など、各種コンベンションの開催助成や会場の手配についての相談、資料の提供など受入れ体制を整備し、本市への集客の増大に努めている。

市内で開催された宿泊者延100名以上のコンベンション 14件（平成24年度実績）

コンベンション開催に係る宿泊者数 6, 372人（ " ）

- 市民に広く親しまれるスポーツ・レクリエーション、健康増進施設として、伊坂ダムサイクルパーク、四日市スポーツランドの運営補助、施設整備を行っている。

利用者数 伊坂ダムサイクルパーク 35, 831人（平成24年度実績）

四日市スポーツランド 64, 806人（ " ）

- 自然景観に恵まれた鈴鹿国定公園を中心に、宮妻峡ヒュッテの運営管理、東海自然歩道の維持など、自然と調和した観光機能の保持に努める。

利用者数 宮妻峡ヒュッテ 1, 223人（平成24年度実績）

- 夏のイベントとして「大四日市まつり」、「四日市花火大会」を開催し、多くの市民が楽しんだ。

来場者数 大四日市まつり 167, 000人（平成24年度実績）

四日市花火大会 34, 000人（ " ）

- 環境にやさしい自転車をコンセプトに、全国的にも珍しい完全公道のコースを使用し、小学生から高校生までのジュニア世代の日本一を決める全国規模の自転車競技大会、「四日市サイクル・ス

ポーツ・フェスティバル・全国ジュニア自転車競技大会」を開催。
参加者数 439人（平成24年度実績）

(公財) 三重北勢地域地場産業振興センター

地域産業の発展と雇用の場の確保を通じて、豊かな住民の生活を実現するためには、その基盤となる地域地場産業の振興が強く望まれている。こうした状況の中で、昭和 56 年度からスタートした国の地場産業総合振興対策に基づき、三重県や北勢地域の 4 市 13 町（当時、現在 5 市 5 町）の地方自治体、商工団体、業界団体からなる財団法人を設立し、地場産業振興の拠点として各種の振興施策を実施している。

● 組織

- ・名称 財団法人 三重北勢地域地場産業振興センター
- ・設立 昭和 60 年 10 月 28 日
- ・基本財産 2,203 万円
- ・構成 三重県、四日市市、いなべ市、桑名市、鈴鹿市、亀山市
木曾岬町（桑名郡）、東員町（員弁郡）
菰野町、朝日町、川越町（以上三重郡）
各市町の商工会議所や商工会、業界団体（組合）の 53 団体

- ・組織 理事長 — 副理事長 — 理事
(2)

- ・体制

| | | |
|------|---|-----|
| 評議員会 | | |
| | | |
| 理事会 | — | 事務局 |
| | | |
| 監事 | | |

(21)
評議員
(20)
監事
(2)

● 主な事業

1. 需要開拓事業

地場産品の振興、活性化のため、下記の事業を行う。

- ・ 1 階名品館の運営
- ・ 「三重県北勢地域の地場産品フェア」の開催
- ・ 「じばさん市」の開催
- ・ 「じばさん三重 感謝フェア」の開催
- ・ 他の地場産業振興センターの物産展等への参加
- ・ 構成地域内（市町）イベント等への参加
- ・ 首都圏で開催されるイベントへの参加
- ・ 地場産品の交流事業

2. 人材養成事業

- ・ 産地組合が抱える課題等の解決支援となるべく、組合単位での講座「地場産業経営支援セミナー」を開催。
- ・ 小学校 4～6 年生を対象とした「夏休み小学生じばさん講座」の開催。

3. 情報収集・提供事業

- ・市民に地場産業への理解を深めてもらうため「地場産業めぐり」を実施
- ・インターネットによる情報提供 など

4. 相談指導事業

各団体との連携により専門相談員の派遣を受けて、経営、金融、法律、労務、不動産、貿易、発明などに関する相談指導業務を行う。

5. ビジネスインキュベータ運営事業

新たな事業の創出や新技術・新商品の開発に挑戦しようとする事業者や創業間もない企業を支援するため、センター3階のインキュベートルーム7室を運営。

6. 貸館事業

会議、研修や展示会などに使用していただくため、会議室、展示場やホールなどを貸館しており、平成24年度の施設利用率は64.8%であった。

● 施設概要

- ・名称 三重北勢地域地場産業振興センター（愛称：じばさん三重）
- ・竣工 昭和62年8月
- ・所在地 四日市市安島一丁目3番18号
- ・総事業費 21億円
- ・敷地面積 1,702.4 m²
- ・建物 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階、地下1階
延床面積 6,247.16 m² 高さ 26.6m〔最高〕
- ・施設 1階……名品館（地場産品即売場）
2階……研修室（2）、軽食堂
3階……事務室、経営資料兼閲覧室（四日市大学地域トリニティー）、
経営相談室、ビジネスインキュベートルーム（7）、
4階……視聴覚室、研修室（3）、開発室、研修室（三重大学四日市フロント）
5階……団体事務所（1）、研修室（2）、大研修室、情報交換室（2）
6階……ホール、展示室
7階……機械室、ホール映写室
（地下1階……駐車場や機械室）

競輪事業

四日市競輪は、昭和27年に開設以来、市の貴重な財源として165億円余を繰り出す一方、健全娯楽としての競輪のイメージアップを図るため、場内施設の改修等を含めた環境整備に努め事業を推進してきた。ところが、昭和49年を境として入場者数、売上高とも年々減少傾向を見たことから、昭和58年4月に早朝発売を開始、昭和59年12月に投票窓口の機械化、さらに昭和63年には電話投票制度を実施するなどの車券発売対策を講じてきた。しかし、平成4年以降売上高、入場者数に再び減少傾向を見たことから、平成9年1月に車番制の賭式を導入するとともに、また平成12年度には全投票所で前売車券が購入できるように、さらに平成15年1月には新賭式投票システムを導入し車券売上の拡大に努めた。これと並行して施設整備を行ってきたが、特に平成14年にはナイター照明施設を整備し中部地区で初のナイター競輪を2節開催、平成15年度からは冬期を除くナイター競輪を本格的に実施した。

しかしながら、競輪事業が平成11年度から恒常的に赤字となっていたことから、平成18年には事業の存続について審議する「四日市競輪の今後のあり方検討委員会」が設置され答申が出された。また市議会からの報告書を受け「3年以内の黒字化及び運営費に公費を投入しないこと」を前提に存続を決定した。経営状況については、毎年度、第三者機関である検証委員会によって、検証、評価が行われる。

活性化策としては、平成19年度から冬期も含めた通年のナイター競輪を実施し、平成20年度と平成24年度には特別競輪「サマーナイトフェスティバル(GII)」を開催した。また、平成20年7月に重勝式勝者投票法の新賭式を導入するとともに、平成24年度に電話投票ではスマートフォンに対応した予想情報満載のインターネット放映を実施し、本場では特別観覧席昇降機及び南駐車場歩行者通路屋根の設置を実施した。

経費削減策については、平成19年度に包括的外部委託を導入して経営努力を行っている。

● 施設概要

- ・登録年月日 昭和27年1月21日
- ・敷地面積 68,860.02 m²
- ・競走路 1周 400m 幅員 ホームストレッチ 13.29m
バックストレッチ 11.50m
- ・収容人員 25,000人
- ・駐車場 面積 48,335 m²
収容台数 2,762台

● 窓 口

| 区 分 | 投票所 | 払戻所 | 入場券売場 |
|-----|-----|-----|-------|
| 設置数 | 7 | 7 | 2 |
| 窓口数 | 90 | 16 | 9 |

● 売上実績等

| 年度 | 開催 日数 | 売上金額 | | | 入場人員 | | | 繰出金 一般会計 (千円) |
|----|----------|---|-----------------------------------|---------------|---------|-------|---------------|---------------------|
| | | 年間 (千円) | 1日平均 (千円) | 対前年度比 (年間) | 年間 | 1日平均 | 対前年度比 (年間) | |
| 16 | 71 | 14,964,998 〔5,937,386〕 〔9,027,613〕 | 210,775 〔83,625〕 〔127,149〕 | 65.4 | 140,361 | 1,977 | 77.8 | 100,000 |
| 17 | 70 | 13,231,333 〔5,243,399〕 〔7,987,933〕 | 189,019 〔74,905〕 〔114,113〕 | 88.4 | 142,968 | 2,042 | 101.9 | 0 |
| 18 | 67 | 14,790,768 〔5,041,194〕 〔9,749,574〕 | 220,757 〔75,241〕 〔145,516〕 | 111.8 | 117,511 | 1,753 | 82.2 | 0 |
| 19 | 64 | 15,862,465 〔8,076,752〕 〔7,785,713〕 | 247,851 〔126,199〕 〔121,652〕 | 107.2 | 88,704 | 1,386 | 75.5 | 0 |
| 20 | 60 | 21,477,096 〔9,363,892〕 〔12,113,205〕 | 357,952 〔156,065〕 〔201,887〕 | 135.4 | 82,616 | 1,377 | 93.1 | 0 |
| 21 | 58 | 15,712,177 〔7,537,974〕 〔8,174,202〕 | 270,900 〔129,965〕 〔140,935〕 | 73.2 | 66,077 | 1,139 | 80.0 | 100,000 |
| 22 | 52 | 14,678,509 〔6,655,054〕 〔8,023,456〕 | 282,279 〔127,982〕 〔154,297〕 | 93.4 | 52,405 | 1,008 | 79.3 | 500,000 |
| 23 | 58 | 15,262,395 〔7,271,274〕 〔7,991,121〕 | 263,145 〔125,367〕 〔137,778〕 | 104.0 | 50,757 | 875 | 96.9 | 100,000 |
| 24 | 60 | 18,322,033 〔7,505,347〕 〔10,816,686〕 | 305,367 〔125,089〕 〔180,278〕 | 120.0 | 46,820 | 780 | 92.2 | 100,000 |

※ イ 売上金額の〔 〕は、上段が本場、電話投票、重勝式分、下段が松阪場外、臨時場外分。19年度から松阪場外分を含まない。
20年度から重勝式分を含む。

ロ 15年度は、万博協賛競輪（1節）、ふるさとダービー四日市（GⅡ）を開催。

ハ 16年度は、全プロ記念競輪(1日)含む。

ニ 20年度、24年度は、サマーナイトフェスティバル(GⅡ)を開催。

ホ 22年度は、東日本大震災の影響により2節6日間開催中止。

農林水産業の概要

本市農業は、市域の6割を占める農業振興地域において、米を主体に転作作物としての小麦・大豆、古い伝統と立地条件に恵まれた茶、指定産地のハクサイ、バレイショの他、キャベツ、ダイコン、カブを中心とした露地野菜、施設を利用した花き・メロン・トマト・イチゴや、ネギ等の軟弱野菜が生産されるなど、都市近郊の特性を生かした農業が営まれている。

経営内容としては農家戸数のうち約9割が兼業農家であり、1戸あたりの経営面積も78アールと小規模であることから、典型的な都市部の経営様態となっている。

最近の農業を取り巻く情勢は、担い手不足と高齢化の進展、遊休農地の増加などの諸問題に加えて、米をはじめ農産物の価格は低迷する一方で、生産資材が高騰するなど、農業経営にとって大変厳しい状況にある。さらに、4月に閣僚級の会合にてTPP（環太平洋パートナーシップ協定）への交渉参加が全会一致で認められたことから、農業の先行きは不透明な状況にあり、今後の交渉の行方が注目される。

このような中、農業者が将来にわたって持続的に農業に取り組みながら、新鮮で安全・安心な農産物を安定的に供給していくため、市では関係機関と連携して以下の対策を実施する。

遊休農地対策について、荒廃農地全体調査により現状把握を行うとともに、農地の復元に対する補助金を継続し、その解消に努める。

加えて平成24年12月には、農地の借手・貸手のマッチングを行う「農地バンク制度」を創設したところであり、市農水振興課・農業委員会・JAが連携しながら、農地の活用・集積に取り組んでいく。

さらに、市として重点的に取り組んでいる観光の推進と併せ、本市の特産品であるお茶を始め、野菜、果樹、草花、畜産物などの地産地消、地域ブランド化を推進する一方、有害鳥獣対策を強化し、野生鳥獣による農業被害の軽減を目指す。

一方、この度大きく施策の転換がうたわれている米の生産調整に係る経営所得安定対策や、農地・水保全管理支払交付金等の国の政策については、情報を収集しつつ、引き続き農業者や地域団体・関係機関との緊密な連携により、事業の円滑な実施を図る。

畜産業については、経営の合理化によりコストの低減を図るとともに、高品質な畜産物の生産拡大、畜産環境対策、衛生防疫対策を重点的に進めている。また、食肉卸売市場における流通の活性化を図り、市場機能を一層強化するとともに、安全・安心な食肉の安定供給を目指して食肉センター機能の維持向上に努めている。

水産振興については、漁港などの整備や水産資源の確保に向けた取り組みを継続し、漁業環境の改善を図る取り組みを進める。

- 農業振興対策
 - ・優良農地保全事業(優良農地復元化対策の実施、農業後継者・新規就農者支援)
 - ・地産地消推進事業(地産地消・食育の推進、学校給食における地元食材の利用拡大の推進)
 - ・担い手農家育成支援事業(農業経営基盤整備の支援、集落営農組織の育成支援)
 - ・農地の流動化の促進
 - ・水田農業構造改革対策の実施
 - ・農産物の生産振興事業の実施
 - ・有害鳥獣対策
 - ・農業者金融対策

- 農業生産基盤整備対策
 - ・土地改良事業(ほ場・農道・取水施設等の整備)の実施
 - ・かんがい排水事業(樋管等の整備)の実施
 - ・農地・水保全管理支払交付金事業の推進

- 畜産業振興対策
 - ・畜産環境対策、家畜防疫衛生対策、乳牛育成対策の実施

- 水産業振興対策 ・ 水産物供給基盤整備対策、栽培漁業の振興対策、漁場環境浄化対策の実施

- 耕地面積（農林業センサス）

（単位：アール）

| 年次 | 耕地面積 | 田 | 畑 | 樹園地 | 一戸当たり 経営面積 | 市域 | 耕地面積 比率 (%) |
|---------|---------|---------|--------|--------|---------------|-----------|----------------|
| 昭 60 | 446,438 | 324,000 | 50,214 | 72,224 | 62 | 1,969,400 | 23 |
| 平 2 | 427,581 | 308,666 | 46,154 | 72,761 | 68 | 1,973,300 | 22 |
| 7 | 400,683 | 286,560 | 44,287 | 69,836 | 71 | 1,973,600 | 20 |
| 12(四日市) | 377,176 | 263,838 | 42,286 | 71,052 | 73 | 1,973,700 | 19 |
| 12(楠町) | 17,486 | 16,306 | 1,158 | 22 | 77 | 77,600 | 23 |
| 17 | 337,257 | 232,232 | 41,246 | 63,779 | 67 | 2,051,600 | 16 |
| 22 | 337,536 | 237,255 | 34,218 | 66,063 | 78 | 2,055,300 | 16 |

- 農家戸数の推移（農林業センサス）

（単位：戸）

| 年次 | 総農家数 | 専業農家 | 兼業農家 | 兼業農家内訳 | |
|---------|-------|------|-------|--------|-------|
| | | | | 第1種 | 第2種 |
| 昭 60 | 7,146 | 438 | 6,708 | 649 | 6,059 |
| 平 2 | 6,276 | 384 | 5,892 | 292 | 5,600 |
| 7 | 5,666 | 439 | 5,227 | 302 | 4,925 |
| 12(四日市) | 5,154 | 307 | 4,847 | 263 | 4,584 |
| 12(楠町) | 228 | 16 | 212 | 12 | 200 |
| 17 | 4,855 | 388 | 4,467 | 332 | 4,135 |
| 22 | 4,329 | 502 | 3,827 | 198 | 3,629 |

- 認定農業者

農家数が減少し、担い手の高齢化、後継者不足が進む中、経営規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、加工・販売等経営の多角化など農業経営の改善を図る計画を農業者自らが立案し市町村が認定する「認定農業者」制度を実施している。

認定農業者には重点的に国の支援策が受けられるメリットがある。

| 年度 | 平 21 | 22 | 23 | 24 |
|--------|---------|---------|---------|---------|
| 認定農業者数 | 228 経営体 | 211 経営体 | 205 経営体 | 214 経営体 |
| うち法人数 | 17 | 18 | 19 | 21 |

- 主要農産物の生産

（東海農林水産統計）

| 区分 | 水稻 | 麦類 | 大豆 |
|-----------|-------|-------|-----|
| 作付面積 (ha) | 1,730 | 399 | 278 |
| 収穫量 (t) | 8,840 | 1,090 | 336 |

- 転作の実施状況

1. 転作実施の年度別推移

| 区分 | 平 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 水稻目標面積 (ha) | 1,828.7 | 1,828.0 | 1,838.0 | 1,842.0 | 1,814.0 |
| 水稻作付面積 (ha) | 1,796.8 | 1,776.7 | 1,776.1 | 1,733.9 | 1,745.9 |
| 達成率 (面積%) | 98.3 | 97.2 | 96.6 | 94.1 | 96.3 |

2. 作物別実施状況

(単位：ha)

| 作物 | 平 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|----------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 大豆 | 30.6 | 16.9 | 21.0 | 27.8 | 32.7 | 35.9 | 35.9 |
| 飼料作物 | 13.4 | 16.6 | 13.8 | 14.9 | 12.6 | 10.1 | 9.2 |
| 麦 | 354.6 | 347.7 | 373.8 | 374.1 | 379.5 | 421.2 | 400.9 |
| 永年作物(果樹) | 2.9 | - | - | - | - | - | - |
| 野菜 | 90.2 | 5.5 | 5.2 | 3.8 | 9.0 | 9.0 | 8.9 |
| その他 | 641.9 | 659.6 | 666.2 | 637.0 | 631.0 | 579.7 | 559.1 |
| 合計 | 1,133.6 | 1046.3 | 1,080.0 | 1,057.6 | 1,064.8 | 1,055.9 | 1014.0 |

※平成 19 年度より野菜類はトマトのみ

● 土地改良事業の実施状況

(平成 24 年度)

| 区分 | 事業名 | 概要 | 事業費 |
|--------|-----------|--------------|-----------|
| 土地改良事業 | 市単独土地改良事業 | 東阿倉川町 外 58 件 | 57,482 千円 |
| | 県単独土地改良事業 | 平尾町、川島町 | 14,000 |
| | かんがい排水事業 | 楠町北一色 外 2 件 | 17,512 |
| | 原材料支給 | 水沢町 外 19 件 | 2,032 |
| | 計 | | 91,026 |

● 農地移動ならびに転用状況

(単位：10アール)

| 年度 | 農地法第 3 条 (権利移動) | | | | 農地法第 4 条 (転用) | | | | 農地法第 5 条 (転用のための権利移動) | | | | 農地法第 18 条 (賃貸借の解約) | | | | 非農地 証明 | |
|------|--------------------|-----|-----|-----|------------------|----|----|----|--------------------------|-----|-----|-----|-----------------------|-----|----|-----|-----------|----|
| | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 面積 |
| 平 15 | 139 | 167 | 128 | 295 | 118 | 46 | 30 | 76 | 315 | 148 | 62 | 210 | 28 | 51 | 9 | 60 | 13 | 5 |
| 16 | 127 | 266 | 65 | 331 | 158 | 81 | 18 | 99 | 329 | 173 | 50 | 223 | 33 | 55 | 12 | 67 | 22 | 6 |
| 17 | 144 | 237 | 115 | 352 | 119 | 56 | 20 | 76 | 364 | 147 | 77 | 224 | 27 | 45 | 7 | 52 | 30 | 13 |
| 18 | 111 | 119 | 66 | 185 | 121 | 62 | 21 | 83 | 350 | 186 | 86 | 272 | 45 | 103 | 29 | 132 | 21 | 8 |
| 19 | 76 | 86 | 25 | 111 | 125 | 75 | 11 | 86 | 359 | 147 | 68 | 215 | 25 | 33 | 10 | 43 | 50 | 19 |
| 20 | 121 | 132 | 108 | 240 | 116 | 54 | 16 | 70 | 387 | 260 | 93 | 353 | 35 | 54 | 5 | 59 | 23 | 14 |
| 21 | 95 | 102 | 44 | 146 | 99 | 41 | 13 | 54 | 288 | 165 | 78 | 243 | 34 | 61 | 12 | 73 | 19 | 6 |
| 22 | 104 | 102 | 49 | 151 | 103 | 46 | 14 | 60 | 350 | 107 | 110 | 217 | 41 | 47 | 46 | 93 | 19 | 6 |
| 23 | 123 | 170 | 75 | 245 | 107 | 25 | 39 | 64 | 328 | 85 | 67 | 152 | 52 | 181 | 10 | 191 | 23 | 17 |
| 24 | 96 | 81 | 128 | 209 | 91 | 25 | 43 | 68 | 395 | 105 | 103 | 208 | 23 | 35 | 3 | 38 | 57 | 25 |

● 利用権設定等促進事業(新規分)

(単位：10アール)

| 年度 | 利用権設定 | | | | 所有権移転 | | | | 計 | | | |
|----|-------|---|---|---|-------|---|---|---|----|---|---|---|
| | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 | 件数 | 田 | 畑 | 計 |

| | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 平 15 | 213 | 665 | 172 | 837 | 15 | 2 | 13 | 15 | 228 | 667 | 185 | 852 |
| 16 | 319 | 327 | 59 | 386 | 30 | 4 | 22 | 26 | 349 | 331 | 81 | 412 |
| 17 | 249 | 228 | 61 | 289 | 20 | 1 | 31 | 32 | 269 | 229 | 90 | 319 |
| 18 | 478 | 551 | 46 | 597 | 14 | 4 | 16 | 20 | 492 | 555 | 62 | 617 |
| 19 | 523 | 415 | 90 | 505 | 9 | - | 11 | 11 | 532 | 415 | 101 | 516 |
| 20 | 427 | 394 | 110 | 504 | 10 | 5 | 17 | 22 | 437 | 399 | 127 | 526 |
| 21 | 505 | 376 | 76 | 452 | 8 | 1 | 14 | 15 | 513 | 377 | 90 | 467 |
| 22 | 526 | 366 | 102 | 468 | 7 | 14 | 14 | 28 | 533 | 380 | 116 | 496 |
| 23 | 551 | 435 | 70 | 505 | 12 | 4 | 14 | 18 | 563 | 439 | 84 | 523 |
| 24 | 717 | 784 | 84 | 867 | 35 | 13 | 13 | 26 | 752 | 797 | 97 | 893 |

● 目的別農地転用状況

(単位：アール)

| 区 分 | 平 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 住宅用地 | 1,452 | 1,571 | 1,546 | 1,686 | 1,120 | 1,112 | 1,224 | 1,423 |
| 社宅用地 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 工場用地 | 87 | 36 | 27 | 419 | 70 | 615 | 17 | 52 |
| 農業用施設 | 29 | 18 | 31 | 3 | 30 | 26 | 23 | 65 |
| 店舗事務所 | 227 | 338 | 400 | 397 | 190 | 139 | 197 | 102 |
| 学校用地 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 発電所施設 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 道 路 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| そ の 他 | 1,138 | 1,539 | 1,063 | 1,712 | 1,538 | 789 | 664 | 1,065 |
| 植 林 | 68 | 44 | 74 | 19 | 30 | 92 | 29 | 51 |
| 合 計 | 3,001 | 3,546 | 3,141 | 4,236 | 2,978 | 2,773 | 2,154 | 2,758 |

● 市民菜園

特定農地貸付制度により農家個人や法人、NPOも市民菜園の開設が可能となり、市では開設や農園の整備に対し経費の一部補助を行っている。農地の遊休化を防止し、その多面的機能を維持するとともに、一般市民の農業への参画を促す機会として捕らえ、農家や市民による市民菜園の開設を積極的に推進している。

特定農地貸付事業による市民菜園の開設状況（平成25年4月1日現在）

| 設置場所 | 開設者 | 面積（㎡） | 区画数 |
|--------|--------|------------|-----|
| 水沢野田町 | 農地所有者 | 2,772うち990 | 45 |
| 下海老町 | NPO法人 | 4,882 | 44 |
| 下海老町 | NPO法人 | 4,931 | 48 |
| 高浜町 | 農地所有者 | 899 | 32 |
| 山田町他 | 農家グループ | 7,573 | 22 |
| 貝家町 | 農地所有者 | 919 | 8 |
| 日永西三丁目 | NPO法人 | 2,355 | 144 |
| 石塚町 | NPO法人 | 436 | 20 |
| 笹川七丁目 | 住民有志 | 426 | 10 |
| 大字茂福 | NPO法人 | 500 | 14 |
| 垂坂町 | NPO法人 | 631 | 16 |
| 垂坂町 | 住民有志 | 650 | 8 |

市開設による市民菜園の設置状況

(1区画 = 15㎡)

| 場 所 | 智積町 | 札幌場町 | 生桑町 | 川島町 | あがたが丘 | 波木が丘町 | 川島町白山 | 羽津地区 | 美里が丘 | あかつき台 | 小杉新町 | 東坂部町 | 波木町 | 計 |
|-----|-----|------|-----|-----|-------|-------|-------|------|------|-------|------|------|-----|-----|
| 区画数 | 50 | 64 | 56 | 43 | 53 | 31 | 21 | 28 | 22 | 39 | 31 | 61 | 41 | 543 |

● 企業参入

平成21年12月の法改正により一般企業も一定の条件付で農地の貸借が可能となった。市では農地の遊休化を防止し有効活用を行うため、企業も担い手の一員と位置付け、参入時の経費助成を行うなど積極的に推進している。

企業による参入状況（平成25年4月1日現在）

| 業種 | 農業開始時期 | 参入地 | 面積(㎡) | 生産品目 |
|----------|----------|------|-------|-------------|
| 食品製造業 | 平 18. 11 | 貝家町 | 6,552 | ゴマ |
| 建設業 | 21. 2 | 川島町 | 6,882 | ソバ、ナタネ等 |
| | 21. 7 | 貝家町 | 7,613 | サツマイモ、ソバ等 |
| | 21. 12 | 川島町 | 6,795 | ソバ、ナタネ等 |
| | 23. 12 | 八王子町 | 1,857 | 果樹 |
| | 23. 12 | 川島町 | 2,715 | ソバ、ナタネ等 |
| 福祉サービス業 | 22. 2 | 智積町 | 2,522 | 菌床シイタケ、イチゴ等 |
| 卸売業（陸運業） | 23. 6 | 平尾町 | 8,129 | 露地野菜 |
| 食品原料製造業 | 24. 11 | 貝家町 | 3,003 | ミニトマト |

● 家畜飼養頭羽数推移

(北勢家畜保健衛生所調べ)

| 年度 | 乳用牛 | 肉用牛 | 豚 | 採 卵 鶏 | | ブロイラー |
|------|-----|-------|-------|---------|---------|---------|
| | | | | うち6ヶ月以上 | | |
| | | 頭 | 頭 | 羽 | 羽 | 羽 |
| 平成15 | 470 | 2,780 | 6,880 | 207,000 | 128,000 | 63,000 |
| 16 | 390 | 2,520 | 6,400 | 160,000 | 134,000 | 109,000 |
| 17 | 330 | 2,490 | 6,400 | 160,000 | 134,000 | 74,000 |
| 18 | 320 | 2,570 | 6,300 | 190,000 | 170,000 | 101,000 |
| 19 | 320 | 2,450 | 6,650 | 198,000 | 178,000 | 75,000 |
| 20 | 287 | 2,904 | 7,487 | 166,000 | 146,000 | 127,570 |
| 21 | 287 | 2,904 | 8,395 | 166,000 | 146,000 | 127,570 |
| 22 | 206 | 2,602 | 6,145 | 155,000 | 114,000 | 111,550 |
| 23 | 189 | 2,505 | 6,191 | 179,404 | 115,664 | 199,000 |
| 24 | 208 | 2,756 | 7,514 | 154,990 | 115,640 | 175,000 |

● 漁業協同組合別組合員数及び漁船隻数（四日市市漁協・楠町漁協）

（平成 24 年）

| 漁協・支所 | | 組合員数 | 漁 船 隻 数 | | | |
|-------------|-----|------|---------|---------|----------|-----|
| | | | 5 トン未満 | 5～10 トン | 10～20 トン | 合 計 |
| 四 日 市 | 富洲原 | 4 人 | 7 隻 | 1 隻 | 0 隻 | 8 隻 |
| | 富 田 | 5 | 4 | 3 | 0 | 7 |
| | 磯 津 | 65 | 27 | 14 | 27 | 68 |
| | 楠 | 10 | 25 | 2 | 0 | 27 |
| 合 計 | | 84 | 63 | 20 | 27 | 110 |

● 漁業協同組合別・支所別漁獲高（四日市市漁協・楠町漁協）

（平成 23 年）

| 漁協・支所 | | 船びき網 | | 底びき網他 | | 合 計 | |
|-------------|-----|-------|---------|-------|--------|-------|---------|
| | | 数量(t) | 金額(千円) | 数量(t) | 金額(千円) | 数量(t) | 金額(千円) |
| 四 日 市 | 富洲原 | 68 | 2,845 | 6 | 6,120 | 74 | 8,965 |
| | 富 田 | 10 | 2,996 | 3 | 1,857 | 13 | 4,853 |
| | 四日市 | — | — | — | — | — | — |
| | 磯 津 | 3,627 | 167,918 | 75 | 36,000 | 3,702 | 203,918 |
| 楠 | | 1,576 | 70,000 | — | — | 1,576 | 70,000 |
| 合 計 | | 5,281 | 243,759 | 83 | 43,977 | 5,365 | 287,736 |

● 漁業協同組合別・支所別漁獲高の推移

（単位：千円）

| 漁協・支所 | | 平 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 四 日 市 | 富洲原 | 13,117 | 11,808 | 11,288 | 9,097 | 9,286 | 8,965 |
| | 富 田 | 10,147 | 8,890 | 5,869 | 4,078 | 5,313 | 4,853 |
| | 四日市 | 5,589 | 7,592 | 8,639 | 3,799 | — | — |
| | 磯 津 | 416,082 | 682,857 | 402,236 | 230,408 | 320,584 | 203,918 |
| 楠 | | 113,877 | 220,000 | 157,000 | 89,956 | 126,143 | 70,000 |
| 合 計 | | 558,812 | 931,147 | 585,032 | 337,338 | 461,326 | 287,736 |

● 種苗放流実績

| 種 類 | 平 18 年度 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 |
|--------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (親) 抱卵ガザミ(匹) | 1,121 | 1,400 | 2,513 | 1,216 | 2,704 | 2,152 | 2,972 |
| 稚ガザミ (匹) | — | 16 万 | 12 万 | 12 万 | 30 万 | 6.9 万 | 4.2 万 |
| ヨシエビ (匹) | 90 万 | 29 万 | 72 万 | 60.9 万 | 51.9 万 | 28.7 万 | 37.4 万 |
| ヒラメ (匹) | 8,000 | 4,000 | 4,000 | — | — | 12,800 | — |
| クロダイ (匹) | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 12,500 | 12,000 | — | — |

農業センター

昭和32年6月に赤水町の市有地の山林1.7ヘクタールを開墾し、施設を整備して業務を開始した。各種園芸作物の栽培、調査並びにバイオテクノロジーを応用した優良種苗の生産と供給を行っている。

また、新規就農を志す人に技術支援を行うとともに、市民への園芸に関する知識と技術の普及、指導を行いながら市民に開かれた施設を目指している。

● 施設概要

- ・所在地 赤水町971-1
- ・面積 総面積 2.5ヘクタール
- ・施設 温室・ビニールハウス 18アール 野菜園20アール 花き園3アール
果樹園38アール 樹木花木園77アール ふれあい芝生広場17アール
研修センター・バイオ棟・土壌分析室 その他 76アール

● 事業概要（平成24年度実績）

・主要事業

- 新規就農希望者への技術研修
- 野菜・花き・バイオテクに関する調査
- グリーンシニアカレッジの開講
- 市民への園芸情報の提供

・講習会等

- 新規就農研修受講者 ビニールハウス 4名
- 市民園芸講座 7回 290名 果樹実習コース（通年） 12名
- 野菜実習コース（通年） 20名
- 市内各地園芸講座 8回 228名
- 農業園芸相談 345件 研修センター利用者 1,843人

茶業振興センター

本市特産の茶の振興拠点施設として平成2年度に研修茶工場、平成3～4年に研修棟が建設された。特産物である茶の製茶技術の向上を図るとともに茶業従事者の研修、交流の場として活用されている。また、市民に地元茶業を紹介するための場として開放されている。

平成19年4月から、水沢茶農業協同組合が指定管理者として施設の管理を行っている。

● 施設の概要

- ・所在地 水沢町字西野 268-3
- ・敷地面積 3,353 m²
 - 研修棟 1棟 349.82 m²
 - 研修茶工場 1棟 246.68 m² 35K1ライン

● 利用実績（平成24年度）

- ・参観者数 3,218人
- ・研修棟
 - 研修室利用件数 25件 503人
 - 茶成分分析 1,417件
- ・研修茶工場
 - 品評会 28回 925.8kg
 - 研修茶 36回 1,161.22kg
 - その他 1回 45kg
 - 計 65回 2,132.02kg



ふれあい牧場

昭和39年水沢町に優良乳牛の育成を目的として開設した。周辺の豊かな自然環境とともに乳牛にふれあい市民にも親しまれる施設として再整備を行い、平成9年4月に「ふれあい牧場」としてリニューアルしている。

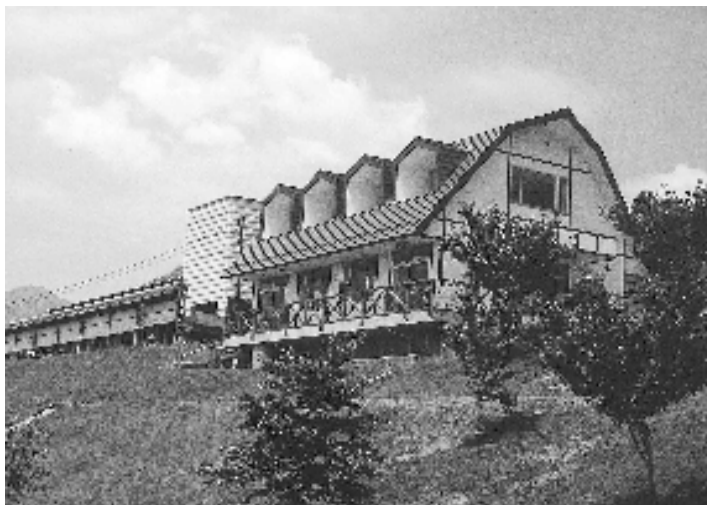
平成19年4月から指定管理制度を導入し、平成22年4月からは有限会社四日市酪農が指定管理者として施設の管理を行い、イベント等を開催し、市民と酪農業の接点となっている。

● 施設の概要

- ・所在地 水沢町 1538
- ・面積 総面積 5.0ha（飼料畑 1.1ha、放牧地 2.5ha、建物その他 1.4ha）
- ・施設 畜舎1棟 830㎡（120頭規模）小動物コーナー2棟 34㎡
展望広場 1,400㎡ 芝生広場 1,600㎡ ふれあい広場 1,000㎡
駐車場 1,499㎡（58台） 管理棟 207㎡

● 利用実績（平成24年度）

- ・年間来場者数 56,995人
- ふれあい牧場まつり 8,500人
- 授乳・搾乳体験 5,343人
- バター作り体験 1,046人



四日市市食肉センター・食肉地方卸売市場

当施設は、と畜場を併設した食肉市場であり、昭和33年10月に全国3番目の食肉市場として開場した。その後、施設の老朽狭小と食肉需要の増大に対応するため昭和53～56年度に全面改築し、更に、市場の機能強化を図るため、平成8～10年度にかけて、冷蔵庫の増設、牛部分肉加工室整備等、市場施設の整備を行った。また、平成11～13年度にかけてと畜場法の改正に伴う、と畜ラインの全面改修、平成13・14年度にはBSE対策の施設整備、平成19・20年度には豚部分肉流通に対応するために豚部分肉加工施設整備、平成20・21年度には内蔵加工室整備を行う等、安全で安心な食肉供給のための施設改良整備等を随時実施している。

当施設の開設者は四日市市であり、業務はと畜業務と市場業務に大別されるが、両業務とも株式会社三重県四日市畜産公社（以下、公社）が行っている。

また、消費者の方々に、安全で安心な食肉を供給するために、市保健所食品衛生検査所の指導のもと、公社他関係者が連携をとり、食肉及び施設の衛生管理の徹底を図っている。

● 施設概要

| | | | |
|--------|--------------------------|--------|-----------------------------|
| 所在地 | 四日市市新正四丁目19-3 | | |
| 敷地面積 | 10,759.06 m ² | 建築床面積 | 7,690.50 m ² |
| と畜解体能力 | 牛：50頭/日 豚：350頭/日 | 冷蔵保管能力 | 枝肉：牛125頭、豚1,172頭 部分肉：10t |
| 汚物焼却能力 | 190kg/時間 | 汚水処理能力 | 600t/日（活性汚泥方式） |

● 卸売業者（荷受機関）

| | | | |
|-----------------|---------------------------------|-----|-----|
| 株式会社 三重県四日市畜産公社 | | | |
| 資本金 | 1億円 | | |
| 出資構成 | 三重県、四日市市、生産者団体・家畜商、食肉業界で25%ずつ出資 | | |
| 取扱品目 | 牛、豚 | 買受人 | 70名 |

● 事業実績

単位：頭、金額＝百万円

| | と畜頭数 | | | 市場取引頭数及び金額 | | | | | | |
|------|-------|--------|-----|------------|-------|--------|-------|-----|----|-------|
| | 牛 | 豚 | その他 | 牛 | | 豚 | | その他 | | 金額合計 |
| | | | | 頭数 | 金額 | 頭数 | 金額 | 頭数 | 金額 | |
| H. 9 | 4,212 | 73,422 | 4 | 1,445 | 994 | 72,674 | 2,388 | | | 3,382 |
| 14 | 4,786 | 62,478 | 4 | 1,687 | 1,073 | 61,769 | 2,018 | | | 3,091 |
| 19 | 4,055 | 86,643 | 5 | 713 | 496 | 85,070 | 3,030 | | | 3,526 |
| 20 | 5,099 | 79,179 | 6 | 905 | 515 | 76,854 | 2,713 | | | 3,228 |
| 21 | 5,619 | 82,860 | 9 | 1,273 | 703 | 82,003 | 2,565 | | | 3,268 |
| 22 | 5,982 | 84,219 | 3 | 1,657 | 875 | 84,140 | 2,854 | | | 3,729 |
| 23 | 5,103 | 83,625 | 19 | 1,239 | 659 | 83,452 | 2,871 | | | 3,530 |
| 24 | 5,275 | 83,897 | 9 | 1,377 | 702 | 83,761 | 2,723 | | | 3,425 |

三泗鈴亀農業共済事務組合

農業共済事業は、農業災害補償法に基づき、国と農家が掛金を出し合い、災害を受けた農家に共済金を支払って、その損害を補償し、農業経営の安定と農業生産力の発展を図ることを目的としている。

農業共済事業の運営基盤の強化を図るため、平成 12 年 4 月 1 日に三泗農業共済事務組合（四日市市、三重郡菰野町、楠町、朝日町、川越町）と鈴亀農業共済事務組合（鈴鹿市、亀山市、鈴鹿郡関町）が合併し、三泗鈴亀地区 3 市 5 町により一部事務組合を設立して事業を開始した。

水稻の損害防止事業として、管内 60 地区の推進協議会とともに病害虫の共同防除等に取り組み、水稻共済被害の低減に努めている。

● 事業組合の概要

- ・所在地 四日市市桜町 3690 番地 4
- ・事務組合の区域 四日市市、鈴鹿市、亀山市、菰野町、朝日町、川越町
- ・共済事業の範囲
 - 農作物共済
 - 家畜共済
 - 果樹（うんしゅうみかん）共済
 - 畑作物（大豆）共済
 - 園芸施設共済

● 事業実績（平成 24 年度実績）

| 共 済 目 的 | 引 受 状 況 | | | 被 害 状 況 | | | | |
|---------|-------------|-----------|--------------|------------|----------|------------|---------------|--------|
| | 戸 数 (戸) | 内 容 | 共済金額 (千円) | 戸 数 (戸) | 内 容 | 被害率 (%) | 共 済 金 (千円) | |
| 水 稻 | 6,806 | 547,355 a | 3,681,029 | 68 | 16,346kg | 0.09 | 3,302 | |
| 麦 | 25年産（一筆） | 80 | 38,998 a | 70,931 | | | | |
| | 25年産（災害収入） | 129 | 115,517 a | 299,847 | | | | |
| | 24年産（一筆） | 90 | 47,066 a | 109,361 | 39 | 47,589kg | 6.83 | 7,472 |
| | 24年産（災害収入） | 113 | 110,596 a | 339,552 | 31 | 12,715 千円 | 3.74 | 12,715 |
| 果 樹 | 25 年 産 | 3 | 70 a | 1,250 | | | | |
| | 24 年 産 | 3 | 70 a | 1,340 | 0 | 0 a | 0.00 | 0 |
| 畑作物（大豆） | 24 年 産（一筆） | 24 | 11,934 a | 39,121 | 6 | 9,475kg | 7.14 | 2,795 |
| | 24 年 産（全相殺） | 88 | 71,660 a | 253,625 | | | | |
| | 23 年 産（全相殺） | 67 | 67,809 a | 274,794 | 55 | 202,867kg | 22.52 | 61,874 |
| 園 芸 施 設 | 217 | 412 棟 | 630,862 | 19 | 20 棟 | 0.32 | 1,999 | |

| | | | | | | | |
|----|-----|----|---------|-----------|--------|--------|---------|
| 家畜 | 乳牛 | 14 | 1,227 頭 | 148,342 | 死廢 (頭) | 病傷 (件) | 共濟金(千円) |
| | | | | | 182 | 440 | 28,300 |
| | 肉用牛 | 20 | 5,003 頭 | 1,397,094 | 163 | 754 | 48,295 |